

仕 様 書

1. 件名

短焦点プロジェクター等機器一式賃貸借

2. 概要

G I G Aスクール構想によるネットワーク環境の整備に伴い、ノートパソコン等を活用した授業及び学習を推進し、生徒の学びの理解を深めるため、新たに短焦点プロジェクター等機器一式を導入する。

3. 設置機器

設置機器は、別紙1「短焦点プロジェクター等機器一式」のとおり（機器は、同等以上の性能を有すること）

4. 設置場所

甲府商業高等学校（甲府市上今井町300番地）

5. 賃貸借期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日まで（60ヶ月）

6. 設置完了期限

令和6年1月31日までに、全ての設置場所に各機器の設置、設定、動作確認等作業を完了すること。

7. 導入・設置等に係る付帯条件

落札者決定後、速やかに甲府市教育委員会と詳細な打合せを行い、スケジュール等の必要な書類を提出するとともに、甲府市契約規則を遵守し納入すること。

（1）機器の搬入・設置・調整等作業

- ・機器の搬入・設置・調整等作業にあたっては、事故等が発生することがないように細心の注意を払って作業し、梱包材等は落札者の責任において持ち帰り、処分等すること。
- ・機器の設定作業、動作確認、総合調整を行った上で納入すること。
- ・納入にあたり、各種の届出等が必要な場合は、落札者の責任において納入前に完了しておくこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に甲府市教育委員会に申し出て指示に従うこと。

（2）機器の保守

- ・賃貸借開始日より最低1年間、通常の利用状況において発生した故障等については無償で修理を行うこと。なお、設置作業期間中に発生した故障についても、無償で修理を行うこと。

- ・無償修理期間以降の機器は、保守サービスを含まず、スポットでの修繕に対応できること。

(3) その他

- ・機器の説明書等は、関係図書綴りを2部作成し、保証書は全てをファイルに綴じ提出すること。
- ・機器全てに、甲府市教育委員会が別途指示する項目が記載された機器管理シールを添付すること。

8. 機器管理シールの添付

- (1) 機器に管理シールを添付すること。
- (2) シールの材質は問わないが、60か月の使用に耐えうるものとする。
- (3) シールの添付場所は、わかりやすく、かつ作業の妨げにならない場所とすること。
- (4) シールの記載内容等は、甲府市教育委員会と協議のうえ決定すること。

9. 留意事項等

- (1) 機器は新品を納入すること。(中古品・リユース品・再生品は認めない。)
- (2) 機器は別紙1「短焦点プロジェクター等機器一式」に記載の機種を参考にすること。
- (3) 落札者決定後、速やかに本調達に係る納入機器等の保守体制、サポート内容・方法等を、任意の書面で提出すること。
- (4) 賃貸借期間終了後の再リースに対応できること。
- (5) 本契約は、「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。